

「潜在保育士就職準備金貸付金」 「未就学児保育料一部貸付金」 のご案内

申請期間：令和6年4月～令和7年1月



社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（潜在・未就学担当）

潜在保育士就職準備金貸付金

貸付額（無利子）

一人1回限り
40万円以内

*1点3万円を超える場合は
領収書等を提出してください。

就職準備金の対象経費の例

※就職するために必要とする一時的な経費で、原則として勤務開始2か月前から勤務開始月までに要したもの

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・保育所等での就職（復職）にあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等で使用する被服費等
- ・保育所等への就職によって転居を伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件を契約した際の礼金や仲介手数料等
- ・保育所等へ通勤するために必要な自転車等を新たに購入する費用
(申請者名義のバイク、自動車等を含む)
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用(保育料等を除く)など

返還免除について

茨城県内の保育所等において、保育士又は保育教諭（以下「保育士」という。）として引き続き2年間業務

に従事すると**全額返還免除**となります。

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)【必着】

*1 原則として、申請期限は就職した日の属する月の翌々月末までです。

*2 令和6年12月に就職した方の申請期限は令和7年1月31日(金)です。

*3 予算上限に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。

貸付対象者

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに茨城県内の保育所等（募集要項1ページ【保育所等一覧】参照。以下「保育所等」という。）に新たに勤務し、アからオまでのすべての要件を満たす保育士の方。

ア 保育士登録後、又は保育士養成施設の卒業・保育士試験の合格から1年以上経過した方

イ 次の施設又は事業を離職後1年以上経過した方、又は勤務経験がない方

①保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）

②家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）

③小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）

④事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）※企業主導型保育事業を含む

⑤幼稚園（学校教育法第1条）

ウ 保育士として週20時間以上勤務する方

エ 就職後引き続き2年間保育士として勤務する意思のある方

オ 保育士修学資金貸付の就職準備金加算を受けていない方

貸付の対象とならない人の事例

・産休、育休から復職した保育士（ただし、妊娠・出産や育児等を理由に一度保育所等を退職し、1年以上経過してから再び勤務する場合は申請可）

・保育士以外の業務に従事した保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育士として勤務する場合【保育士以外の業務例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者等

申請方法

貸付申請書等を、茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロードして、添付書類と一緒に茨城県社会福祉協議会(裏面参照)へ提出してください。

未就学児保育料一部貸付金

貸付額（無利子）

1か月あたりの保育料の半額（上限2万7千円）

（市町村等が発行する保育料決定通知等で金額が確認できるものに限ります。）

※貸付期間は勤務を開始した日の属する月から**最長1年間**です。

※自己負担額のみ対象となります。

貸付金の対象とならないもの

- ①一時預かり、病児保育に係る保育料
- ②私学助成の幼稚園の利用料金
- ③認可外保育所に係る保育料（ただし、企業主導型保育施設及び認証保育園は対象です。）
- ④保育所の延長保育の料金
- ⑤幼稚園の預かり保育の料金
- ⑥保育形態が不適正な保育に係る利用料金など

返還免除について

茨城県内の保育所等において、保育士又は保育教諭（以下「保育士」という。）として
引き続き2年間業務に従事すると**全額返還免除**となります。

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)【必着】

※1 原則として、申請期限は就職又は復帰した日の属する月の翌々月末までです。

※2 令和6年12月に就職又は復帰した方の申請期限は令和7年1月31日(金)です。

※3 予算上限に達した場合は、受付を終了させていただく場合があります。

貸付対象者

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに茨城県内の保育所等（募集要項1ページ【保育所等一覧】参照。以下「保育所等」という。）に新たに勤務した又は産休・育休から復帰した未就学児をもつ保育士でアからエのすべての要件を満たす方が対象です。

ア 貸付の申請時までに子どもの保育所等の利用が決定している方

※認可外の保育所等は該当しません。ただし、企業主導型保育施設、認証保育園は対象です。

イ 保育士又は保育士以外の業務に従事した保育所等を退職後1ヶ月以上経過した方、又は保育所等に勤務経験がない方、又は産休・育休から復帰する方

ウ 保育士として週20時間以上勤務する方

エ 就職（復帰）後引き続き2年間保育士として勤務する意思のある方

貸付の対象とならない人の事例

- ・勤務先を変更したが、実態として雇用が月単位で継続されている場合
- ・契約更新などにより、実態として雇用が継続されている場合
- ・雇用形態を変更したが、実態として雇用が継続されている場合（例）パート職員から正社員への変更
- ・保育士又は保育士以外の業務に従事した保育所等を退職し、1ヶ月以上経過しないうちに保育士として勤務する場合

[保育士以外の業務例] 調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者等

申請方法

貸付申請書等を、茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロードして、添付書類と一緒に茨城県社会福祉協議会（裏面参照）へ提出してください。

お問い合わせ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（潜在・未就学担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉社会館3階

TEL : **029-350-8366** (直通) FAX : **029-244-4652**

(平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)

※土日・祝日及び年末年始は休みです。

なお、提出書類の様式等は茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロードして下さい。

ホームページ

<https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金

検索

茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料一部貸付

検索

